

京都市告示第 200号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和3年7月1日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
山野 倫代	京都府立医科大学	循環器内科	心臓	肢体, 腎臓, 呼吸器

*障害区分の視覚又は聴覚については, 診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合, 腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)